

令和 7・8・9 年度佐久穂町建設工事及び建設コンサルタント等の 業務の入札参加資格審査申請について

佐久穂町が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下、「建設コンサルタント等の業務」という。)の入札参加資格を希望する者は、下記の要領により、入札参加資格審査申請書(建設工事・建設コンサルタント等の業務)を提出して下さい。

1. 受付期間

令和 7 年 1 月 15 日～令和 7 年 2 月 14 日(土・日曜日、祝祭日を除く)

受付時間:午前8時30分～午後5時15分

郵送又は持参してください。

提出先

佐久穂町役場 総務課 庶務係

〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

TEL:0267-86-2525 FAX:0267-86-4935

2. 有効期間

今回付与する入札参加資格の有効期間は、原則として令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までとなります。(3 年間)

3. 入札参加資格審査の申請要件

入札参加資格を希望する業種・業務について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

(1) 建設工事

- ① 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ② 資格審査基準日(令和 6 年 10 月 1 日)の直前 1 年間の事業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第1項の規定による経営事項審査を申請していること。
- ③ 経営事項審査の審査基準日の直前2年間の各事業年度において、完成工事高があること。
- ④ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税(国税)、事業税(長野県税)、市町村民税・固定資産税(佐久穂町税)に未納がないこと。
- ⑤ 佐久穂町暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、佐久穂町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

(2) 建設コンサルタント等の業務

- ① 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が資格審査基準日(令和6年10月1日)の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- ② 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、資格審査基準日の直前1年間の営業年度において業務実績があること。
- ③ 測量又は建築コンサルタントについては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録又は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条による登録、地質調査登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条による登録又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条による登録を受けていること。
- ④ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税(国税)、事業税(長野県税)、市町村民税・固定資産税(佐久穂町税)に未納がないこと。
- ⑤ 佐久穂町暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、佐久穂町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

4. 競争入札に参加することができない者

以下に該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者(競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く))
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、その事実があった後、2年間経過しない者

5. 提出書類

別記「提出書類について」のとおり

正本1通

6. 審査結果について

審査の結果については、資格を付与できない者に限り通知しますので、受付確認用のハガキ等は送付しないでください。

7. 留意事項

- ① 申請書等の大きさは、**A4版**とし、ひも・ホッチキス・クリップ綴じはせずに提出してください。(紙ファイル等での提出は必要ありません。)
- ② 証明書、登記簿謄本等(写し可)は、原則として3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- ③ 申請書等の宛名は「佐久穂町長 **佐々木 勝**」としてください。
- ④ 提出書類はなるべく両面印刷で提出してください。

- ⑤ 提出された申請書類の記載事項について変更が生じた場合は、遅滞なく必ず「建設工事(建設コンサルタント等の業務)入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に必要な書類を添付して、1部提出して下さい。
- ⑥ 提出先について

	長野県へ提出 ※1	佐久穂町へ提出
佐久穂町のみ登録希望	不要	要
長野県のみ登録希望	要	不要
長野県と佐久穂町へ登録希望	要	要 ※2

※1長野県へ提出される業者は、長野県の書式等をご使用ください(詳しくは長野県のホームページをご確認ください)。また、受付期間が佐久穂町とは異なりますのでご注意ください。

※2長野県と佐久穂町へ登録を希望する業者は、長野県とは別に佐久穂町へ申請書を提出してください(様式:長野県申請業者用 A4用紙1枚のみ)。